

教育の機会均等は教育行政が実現すべき最も重要な理念である。憲法第二十六条第一項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と謳っている。これを受けて教育基本法第四条第一項は「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と規定し、同第三項は「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。しかし、これらの規定は、現実には充分実現されていない。特に大学等の高等教育への進学については、「経済的地位」「経済的理由」による格差が歴然として存在する。

親の収入が一千万円を超える場合の大学進学率は六割を超えているのに対し、四百万円以下の場合には約三割にとどまっている。児童養護施設出身者の大学進学率は一割程度、専門学校等を加えても二割程度に過ぎない。経済的な理由により高等教育への進学に機会に格差が存在することは明らかだ。今や専門学校を含む高等教育への進学率はおよそ八割にまで上昇しており、一部の専門職に就く者を除けば、高等教育を受けないことのデメリットは大きい。

安倍総理は、臨時国会の所信表明演説で次のように述べた。
「若者こそ、わが国の『未来』。若者への投資を拡大します。本年採用する進学予定者から、その成績にかかわらず、必要とする全ての学生が、無利子の奨学金を受けられるようにします。給付型の奨学金も、来年度予算編成の中で実現いたします。」

独白

—ひとりごと—

高等教育における 格差是正と機会均等

文部科学事務次官

前川喜平

文部科学省では、貸与制の無利子奨学金について、来年度から低所得層の学生の成績要件を実質的に撤廃するとともに、卒業後の収入額に応じて返還額が決まる「所得連動変換型」を選べるようにすることとしている。また、給付型奨学金については、来年度予算での実現を財務省に要求している。

給付型奨学金の実現のための財源については、政府内でも与党内でも様々な議論が重ねられているが、十九歳から二十二歳までの扶養親族に係る所得税の特定扶養控除の見直しも一つの案として検討されている。富裕層にメリットが大きい特定扶養控除を見直し、そこから生まれる財源を、控除制度の恩恵を受けない所得税非課税世帯の学生のための給付型奨学金に充てることは、高等教育費の家計負担の軽減という政策枠組みの中で、富裕層から貧困層へ所得再分配を行うということにほかならない。

なんとか知恵を絞りつつ、高等教育における格差是正と機会均等を実現していきたいと考えている。